

各都道府県

建築行政主務部長 殿

国土交通省住宅局建築指導課

参事官（建築企画担当）付

建築基準法第38条の規定に基づく認定を受けた特殊の構造方法又は建築材料を用いる
建築物の確認審査における留意事項について

平成26年の改正後の建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第38条の規定に基づく認定を受けた特殊の構造方法又は建築材料を用いた建築物として、奈良県奈良市の平城宮跡第一次大極殿院の事例があるところ、令和8年6月30日に「エア―断震システム設計法」についての認定がなされました。

今後の法第38条の規定に基づく認定に係る建築物の確認審査においては、当該認定に至ることとなっただけのいわゆる抵触規定に適合するものと同様以上の効力があると認めた内容（認定内容）の確認と併せ、認定内容に応じて建築基準関係規定への適合を確認する必要がある建築確認申請が提出されることがあります。

この場合の審査における留意点等について下記のとおりまとめましたので、その審査に当たって参考としてください。

貴職におかれましては、貴管内特定行政庁及び貴都道府県知事指定の指定確認検査機関に対しても、この旨周知方お願いします。

なお、国土交通大臣指定又は地方整備局長指定の指定確認検査機関に対しても、この旨周知していることを申し添えます。

記

1. 各案件共通の認定に係る部分の確認審査における留意点

- ・確認審査等に関する指針（平成19年国土交通省告示第835号）第1第3項第六号の規定に基づき、申請に係る建築物が法第38条の規定による認定に係る認定書の別添の仕様や認定の条件を満たしていることを確認すること。その際、認定書の別添において適用範囲が定められている場合には、申請に係る建築物が適用範囲に適合していることについて、当該認定書の別添のチェックリスト等により確認すること。
- ・法第6条の4に規定する確認の特例の対象である建築物についても、法第38条の規定については確認審査の対象であるため、当該認定書の別添の仕様や認定の条件を満たしているかについて確認する必要があること。

2. 個別案件毎の確認審査における留意点

(1) 令和8年6月30日付国住指第1727号 SCMM-0002 「エア-断震システム設計法」における構造方法

※エア-断震システム

鉄筋コンクリート製の人工地盤上に、べた基礎を有する建築物が設置された構造をもち、地震センサーが地震動を検知した場合に、人工地盤と基礎スラブの間に圧縮空気を送り込み、建築物全体を浮上させることにより、建築物に入力する地震エネルギーを小さくするシステム

認定の概要	確認審査における留意点
<ul style="list-style-type: none">認定対象となったエア-断震システムは、令第38条第1項の規定及び令第38条第3項から委任する平成12年建設省告示第1347号第1第3項第四号の規定に抵触する。認定に当たっては、システムが稼働して建築物が浮上した状態に対して時刻歴応答解析を実施した結果、一般的な建築物と比較して同等以上の構造安全性を確認したこと、また、システムが稼働せず建築物が浮上しなかった状態に対しても、基礎スラブと人工地盤間に生じる摩擦力により、地震力による建築物の構造安全性に影響を与える滑動が生じないことを確認したことから、認定書別添-5及び別添-6に記載されている適用範囲に適合し、令第82条各号及び令第82条の4に定める構造計算（以下「許容応力度計算」という）を行った建築物に対しては、エア-断震システムは令第38条第1項及び第3項の規定に適合するものと同様以上の効力があるものとして認定している。	<ul style="list-style-type: none">本認定の構造方法を用いた建築物については、令第38条第1項及び第3項への適合について確認を行う必要はないが、この他の規定については通常の建築物と同様に建築基準関係規定への適合を確認する必要があること。申請に係る建築物が本認定の適用範囲に適合していることを、別添-22及び別添-23のチェックリストにより確認すること。特に、許容応力度計算により構造安全性を確認することを認定の条件としていることから、申請に係る建築物について、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号。以下「規則」という）第1条の3に規定する設計図書や計算書等により構造安全性を確認すること、また、その内容についても審査を行う必要があること。この確認審査においては、法第6条第6項に基づき期間を延長することができる場合として、規則第2条第2項第四号に規定する場合に該当すること。

以上